

報告第2号 専決処分の報告について（小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

《改正の趣旨（主要なもの）》

・市民税関係

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行う地方税法の改正に伴う文言の改正を行うもの。

・固定資産税関係

被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置（当該償却資産の取得・改良から4箇年度分は固定資産税の課税標準を2分の1とする）を創設するもの。

・軽自動車税関係

軽自動車税におけるグリーン化特例（排出ガス性能及び燃費性能の優れた軽自動車に対して、その性能に応じて軽自動車税を軽減するもの）の基準の見直しを行ったうえで平成31年度分までの期間延長を行うもの。

小松島市市税賦課徴収条例（昭和 25 年小松島市条例第 133 号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
（所得割の課税標準） 第 33 条 略 2 及び 3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。	（所得割の課税標準） 第 33 条 略 2 及び 3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>特定配当等申告書（</u> <u>市民税の納税通知書が送達される時までに</u> <u>提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ</u> <u>。</u>）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> （1） 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書 （2） 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合	改正 改正 改正 追加

5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（これらの申告書 _____ にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。 （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第 34 条の 9 所得割の納税義務者が、<u>第 33 条第 4 項の申告書</u> _____ に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の	における当該確定申告書に限る。) 5 略 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書（ _____ 市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ _____ 。</u>）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> （1） 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書 （2） 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。) （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第 34 条の 9 所得割の納税義務者が、<u>第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の	改正 改正 改正 追加 改正
--	--	---

ろにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	ろにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。	
3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする_____。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14. 6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。	3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には_____, 当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 5 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14. 6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7. 3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により 納付しなければならない。	改正 追加
4 略	4 略	
5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）	5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があ	改正

があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、_____，次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 及び (2) 略	った後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、<u>前項の規定にかかわらず</u>，次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 及び (2) 略	追加
6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法<u>第 75 条の 2 第 7 項</u>（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法<u>第 75 条の 2 第 7 項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。	6 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により__法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52 条第 1 項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法<u>第 75 条の 2 第 9 項</u>（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法<u>第 75 条の 2 第 9 項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。	改正 改正 改正

7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定<u>によって</u>法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。）がある連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。）（連結申告法人（同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。）に限る。）については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 52 条第 2 項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 2 項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。 （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>においては</u>、当該不足税額を当該通知	7 法人税法第 81 条の 22 第 1 項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用を受けているものが、同条第 4 項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第 2 条第 12 号の 7 の 7 に規定する連結完全支配関係をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。）がある連結子法人（同法第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人をいう。第 50 条第 3 項及び第 52 条第 2 項において同じ。）（連結申告法人（同法第 2 条第 16 号に規定する連結申告法人をいう。第 52 条第 2 項において同じ。）に限る。）については、同法第 81 条の 24 第 4 項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第 321 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第 52 条第 2 項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第 52 条第 2 項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第 81 条の 24 第 1 項の規定の適用がないものとみなして、第 18 条の 2 の規定を適用することができる。 （法人の市民税に係る不足税額の納付の手続） 第 50 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>には</u>_____、当該不足税額を当該通知	改正 改正
--	---	---------------------

書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。	書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により 納付しなければならない。	改正
2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（同条第 23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする_____。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（同条第 23 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。	追加
3 略	3 略	
4 第 2 項の場合において、<u>法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出</u> <u>_____があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第 1 項</u> <u>_____，第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、</u> <u>かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる</u> <u>更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限</u> <u>る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当</u>	4 第 2 項の場合において、<u>納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）</u> <u>_____があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第 321 条</u> <u>の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、</u> <u>かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる</u> <u>更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があった_____ときに限</u> <u>る。）は、当該増額更正_____により納付すべき税額（当該当</u>	改正
		改正
		改正
		改正

初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については_____，次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る_____市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 3 項に規定する市民税にあっては，第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が，更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には，当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで _____の期間 （固定資産税の課税標準） 第 61 条 略 2～7 略 8 法第 349 条の 3，第 349 条の 4 又は第 349 条の 5 の	初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については，前項の規定にかかわらず，次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあっては，第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。 (1) 略 (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が，更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には，当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して 1 年を経過する日）の翌日から当該増税更正_____の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し，又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては，当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間 （固定資産税の課税標準） 第 61 条 略 2～7 略 8 法第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 までの	追加 改正 改正 改正 改正
---	--	---

規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前 7 項の規定にかかわらず、法第 349 条の 3、第 349 条の 4 又は第 349 条の 5</u>に定める額とする。 9 及び 10 略	規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、<u>前各項の規定にかかわらず、法第 349 条の 3 又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 までに定める額とする。</u>	改正
	9 及び 10 略 <u>(法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合)</u> <u>第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u> <u>2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u> <u>3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u>	追加
(施行規則第 15 条の 3 第 2 項 _____の規定による補正の方法の申出)	(施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出)	改正
第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 2 項 _____の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行なわなければならない。 (1) 及び (2) 略 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の<u>区分所有者全員の共有に属する共用部分</u>に係る建物の区分所有者等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合	第 63 条の 2 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行なわなければならない。 (1) 及び (2) 略 (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋_____に係る建物の区分所有者等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合	改正

(4) 略 2 略 (法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の <u>あん分</u>の申出)	(4) 略 2 略 (法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額の <u>按分</u>の 申出)	
第 63 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	第 63 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の^{あん}<u>按分</u>の 申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	改正
(1)～(4) 略 (5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により<u>あん分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(1)～(4) 略 (5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により<u>按分</u>する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	改正
2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 3 号及び第 74 条の 2 において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等（第 74 条の 2 において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項	2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の<u>按分</u>の 申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 3 号及び第 74 条の 2 において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等（第 74 条の 2 において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項	改正

に規定する避難等解除日（以下この項及び第 74 条の 2 において「避難等解除日」という。）の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年（第 74 条の 2 において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度	に規定する避難等解除日（以下この項及び第 74 条の 2 において「避難等解除日」という。）の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年（第 74 条の 2 において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域（第 74 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 74 条の 2 において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の	
初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。	初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。	
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略	
(6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により <u>あん分する</u> 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	(6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により <u>按分する</u> 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法	改正
3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の <u>あん分</u> の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6	3 法第 352 条の 2 第 7 項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第 349 条の 3 の 3 第 3 項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の <u>按分</u> の申出については、前項中「同条第 6 項」とあるのは「同条第 7 項の規定により読み替えて適用される同条第 6	改正

項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。 4 略 (被災住宅用地の申告) 第 74 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度 _____）の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。 4 略 (被災住宅用地の申告) 第 74 条の 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。第 5 号及び次項において同じ。）の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、<u>当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。</u>）の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略	改正 追加
---	--	------------------

2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分 _____）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。 附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 35 万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2 及び 3 略 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第 8 条 昭和 57 年度から<u>平成 30 年度</u>までの各年度分の個人の市民	2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日<u>から起算して 3 年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、<u>当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年</u>を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。 附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等） 第 5 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 35 万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。 2 及び 3 略 （肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第 8 条 昭和 57 年度から<u>平成 33 年度</u>までの各年度分の個人の市民	改正 追加 改正 改正 改正
--	---	---

税に限り，法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において，第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は，当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	税に限り，法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において，第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は，当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	
2 及び 3 略	2 及び 3 略	
<u>（読替規定）</u>	<u>（読替規定）</u>	改正
<u>第 10 条 法附則第 15 条，第 15 条の 2 又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り，第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 5」とあるのは「若しくは 第 349 条の 5 又は法附則第 15 条，第 15 条の 2 若しくは第 15 条の 3」とする。</u>	<u>第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り，第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは，「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。</u>	
（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）	（法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合）	
第 10 条の 2 略	第 10 条の 2 略	
2 ～ 4 略	2 ～ 4 略	
5 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	5 法附則第 15 条第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	改正
6 法附則第 15 条第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は	6 法附則第 15 条第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は	改正

2分の1とする。	2分の1とする。	
7 法附則第 15 条第 31 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	7 法附則第 15 条第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。	改正
8 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	8 法附則第 15 条第 32 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	改正
9 法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	9 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	改正
10 法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	10 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	改正
11 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	11 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	改正
12 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	12 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。	改正
13 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	13 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。	改正
14 法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。		削除
15 法附則第 15 条第 42 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。	14 法附則第 15 条第 39 項に規定する市町村の条例で定める割合は 5 分の 4 とする。	改正
	15 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。	追加
	16 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合	追加

<u>16</u> 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 略 2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 2 項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 3 略 4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第 12 条第 21 項第 2 号</u>に規定する補助を受けている旨証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 5 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適	は、<u>3 分の 2</u>とする。 <u>17</u> 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 10 条の 3 略 2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第 7 条第 3 項</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 3 略 4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令<u>附則第 12 条第 21 項第 1 号ロ</u>に規定する補助を受けている旨証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 5 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適	改正 改正 改正
--	--	-------------------------------

用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	
(1) 略 (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 22 項の規定により読み替えて適用される同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	(1) 略 (2) 家屋の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 24 項において準用する同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積	改正
(3) 略 6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(3) 略 6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	改正
(1)～(6) 略 7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1)～(6) 略 7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について，これらの規定の適用を受けようとする者は，同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	改正

(1)～(3) 略	(1)～(3) 略	
(4) 令附則第 12 条第 28 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	(4) 令附則第 12 条第 30 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	改正
(5) 略	(5) 略	
(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	改正
(7) 略	(7) 略	
8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	改正
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略	
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等	改正
(6) 略	(6) 略	
	9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各	追加

	号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>耐震改修が完了した年月日</u> (5) <u>耐震改修に要した費用</u> (6) <u>耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由</u>	
	10 <u>法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積</u>	追加

				(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>熱損失防止改修工事が完了した年月日</u> (5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等</u> (6) <u>熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由</u>	
9	法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 11 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 12 条第 24 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>施行規則附則第 7 条第 11 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 （軽自動車税の税率の特例） 第 16 条 略		11	法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条第 14 項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第 12 条第 26 項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>施行規則附則第 7 条第 14 項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 (6) 略 （軽自動車税の税率の特例） 第 16 条 略	改正 改正 改正 改正

2 略

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 略

2 略

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第 5 項を除く。）において同じ。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 略

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両

改正

追加

第 16 条の 2 削除

番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車
が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
の間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自
動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中
欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自
動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条
の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日か
ら平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合
には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30
年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指
定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項
の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ
れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

改正

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽
自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以
上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通
大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大
臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をす
るものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があること

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第 16 条の 3 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定す	<u>を第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。</u> 3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u> 4 <u>第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u> (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第 16 条の 3 略 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定す
---	--

る特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する申告書_____を提出した場合_____に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。	る特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 33 条第 4 項に規定する<u>特定配当等申告書</u>_____を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について<u>同条第 1 項</u>_____及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。 (1) <u>第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合</u> (2) <u>第 33 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u>	改正 追加 改正 追加
3 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>平成 29 年度</u>までの各年度分の個人	3 略 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第 17 条の 2 昭和 63 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の個人	改正

の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（<u>法附則第 34 条の 2 第 4 項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>同項の</u> 規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ <u>当該各号に定める金額に相当する額とする。</u> (1)及び(2) 略	の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（<u>法附則第 34 条の 2 第 1 項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。<u>次項</u> において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、<u>前条第 1 項の規定</u>にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、<u>当該各号に定める金額に相当する額とする。</u> (1)及び(2) 略	改正 改正 改正 改正
2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>平成 29 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第 34 条の 2 第 5 項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第 34 条の 2 第 9 項</u>の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲	2 前項の規定は、昭和 63 年度から<u>平成 32 年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第 34 条の 2 第 5 項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第 34 条の 2 第 10 項</u>の規定に該当することとなるときは <u> </u>，当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲	改正 改正

渡ではなかったものとみなす。	渡ではなかったものとみなす。	
3 略	3 略	
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	
第 20 条の 2 略	第 20 条の 2 略	
2 及び 3 略	2 及び 3 略	
4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。）</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書 _____ にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。	4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>特例適用配当等申告書（ _____ 市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ _____。）</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（<u>特例適用配当等申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。<u>ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書</u> (2) <u>第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合にお</u>	改正 改正 改正 追加

6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 2 第 3 項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>これらの申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。	6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 3 第 3 項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の<u>同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書</u> にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（<u>条約適用配当等申告書</u>にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定により配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」とあるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用される法第 37 条の 4」とする。	改正 改正
--	--	---------------------

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第29号)新旧対照表 (附則第5条関係)

現行			改正後 (案)			備考
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例_____附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る小松島市市税賦課徴収条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			追加 改正 追加 改正
新条例第82条第2号ア		3,900円	第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,700円	
		6,900円	第82条第2号ア(ウ)	6,900円	6,600円	
		10,800円	乗用のもの	10,800円	8,600円	
		3,800円	第82条第2号ア(ウ)	3,800円	3,600円	
		5,000円	貨物用のもの	5,000円	4,800円	
新条例附則第16条表以外の部分	第82条	小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第29号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて	附則第16条第1項	第82条	小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成26年小松島市条例第29号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定によ	

		<u>適用される第82条</u>			<u>り読み替えて適用さ れる第82条</u>	
<u>新条例附則第16条 の表</u>	<u>第2号ア</u>	<u>平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用され る第82条第2号ア</u>		<u>附則第16条第1項の 表</u>	<u>第2号ア</u>	<u>平成26年改正条例附 則第6条の規定によ り読み替えて適用さ れる第82条第2号ア</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,700円</u>			<u>3,900円</u>	<u>3,700円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>6,600円</u>			<u>6,900円</u>	<u>6,600円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,600円</u>			<u>10,800円</u>	<u>8,600円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,600円</u>			<u>3,800円</u>	<u>3,600円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,800円</u>			<u>5,000円</u>	<u>4,800円</u>

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成28年小松島市条例第33号)新旧対照表 (附則第6条関係)

現行	改正後（案）	備考																		
第1条の2 小松島市市税賦課徴収条例等の一部を次のように改正する。 （中略） 附則第16条第2項から第4項までを削る。 （小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）	第1条の2 小松島市市税賦課徴収条例等の一部を次のように改正する。 （中略） 附則第16条第2項から第4項までを削る。 <u>附則第16条の2を次のように改める。</u> <u>附則第16条の2 削除</u> （小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）	追加 改正																		
第2条 小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第29号）の一部を次のように改正する。 附則第6条中「<u>軽自動車税</u>」の次に「<u>の種別割</u>」を加え、「<u>新条例第82条及び新条例</u>」を「<u>小松島市市税賦課徴収条例第82条及び</u>」に改め、「<u>左欄に掲げる</u>」の次に「<u>同条例の</u>」を加え、同条の表を次のように改める。 <table border="1"> <tr> <td>第82条第2号ア（イ）</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr> <tr> <td>第82条第2号ア（ウ） 乗用のもの</td><td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>10,800円</td><td>7,200円</td></tr> <tr> <td>第82条第2号貨ア （ウ）物用のもの</td><td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>附則第16条第1項</td><td>第82条</td><td>小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正</td></tr> </table>	第82条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円	第82条第2号ア（ウ） 乗用のもの	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円	第82条第2号貨ア （ウ）物用のもの	3,800円	3,000円		5,000円	4,000円	附則第16条第1項	第82条	小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正	第2条 小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年小松島市条例第29号）の一部を次のように改正する。 附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表の項の中欄中「<u>第82条第2号ア</u>」を「<u>第2号ア</u>」に改める。	
第82条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円																		
第82条第2号ア（ウ） 乗用のもの	6,900円	5,500円																		
	10,800円	7,200円																		
第82条第2号貨ア （ウ）物用のもの	3,800円	3,000円																		
	5,000円	4,000円																		
附則第16条第1項	第82条	小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正																		

		<u>する条例（平成26年小松島市条例第29号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）</u> 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条		
<u>附則第16条第1項の表第2号ア（イ）の項</u>	<u>第2号ア（イ）</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）</u>		
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>		
<u>附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）乗用のものの項</u>	<u>第2号ア（ウ）乗用のもの</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）乗用のもの</u>		
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>		
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>		

附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）貨物用のものの項	第2号ア（ウ）貨物用のもの	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）貨物用のもの
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則

（施行期日）

第1条 略

（1） 略

（2） 第1条中小松島市市税賦課徴収条例附則第16条の改正規定及び_____附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

（3） 略

（4） 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附 則

（施行期日）

第1条 略

（1） 略

（2） 第1条中小松島市市税賦課徴収条例附則第16条の改正規定及び第2条の規定並びに附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

（3） 略

（4） 第1条の2の規定及び_____第3条中小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）附則第6条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

追加

改正